

日本 YMCA キャンプスタンダード

2019 年 9 月改訂版

目次

はじめに	1
第1章 YMCA キャンプの構成要素	2
Ⅰ. キリスト教精神と組織キャンプ	2
Ⅱ. YMCA キャンプの目的	2
第2章 キャンプ組織の管理・運営	3
Ⅰ. 全般	3
Ⅱ. キャンプ運営組織	3
Ⅲ. 記録及び報告	3
第3章 スタッフ、リーダーの選任と役割、養成	5
Ⅰ. キャンプスタッフ	5
Ⅱ. キャンプリーダー	7
Ⅲ. 専門家、支援者、協力者	8
Ⅳ. キャンプスタッフの養成	8
Ⅴ. キャンプリーダーの養成	9
第4章 権利の尊重と行動規範	10
Ⅰ. 理解と行動	10
Ⅱ. 個人情報の取り扱い	10
第5章 YMCA キャンプのプログラム	12
Ⅰ. プログラムとは	12
Ⅱ. プログラムの計画・実施・評価の基準となる考え方	12
Ⅲ. プログラムの準備と評価	14
第6章 安全管理	16
Ⅰ. 安全の考え方	16
Ⅱ. 組織としての安全対策	16
Ⅲ. 組織としての安全教育	17
Ⅳ. キャンプディレクターの役割	17

V. プログラムの企画要件.....	17
VI. プログラムの企画.....	18
VII. プログラム実施中.....	19
VIII. プログラム終了後.....	19
IX. 衛生と健康.....	20
X. 労務管理	20
XI. 更なるキャンプの安全向上のために.....	20
おわりに.....	21
ディレクターノート	22
I. キャンプスタンダードとは	23
第1章 YMCA キャンプの成り立ち.....	23
I. 北米 YMCA	23
II. 日本 YMCA	26
第2章 キャンプ体制とキャンプ運営組織.....	29
I. キャンプ運営体制.....	29
第3章 スタッフのあるべき姿と指導者の養成、ボランティア開発.....	30
I. YMCA スタッフとして望まれる姿.....	30
II. YMCA キャンプスタッフとして.....	30
III. YMCA キャンプ指導者の養成	31
IV. ボランティア開発の原則	32
V. ボランティア開発の手順.....	33
第4章 権利の尊重と行動規範.....	34
I. チャイルド・プロテクションの取り組み	34
たとえば、	35
子どもの権利の保護	35
誓約書の取り交わし	35
II. ソーシャル・インクルージョン	36
第5章 キャンプの安全	39

I．YMCA キャンプ事業における安全の考え方	39
II．キャンプの特性の理解.....	39
III．キャンプにおける危険の捉え方	40
引用文献.....	41
参考資料.....	43

はじめに

1920年六甲山麓南郷山の松林で、日本で最初の組織キャンプが大阪YMCAによって行われてから、2020年にはYMCAキャンプが100周年を迎える。いつの時代にあっても、YMCAキャンプは青少年の学びと成長の機会として大切に継続されてきた。

キャンプ100を迎えるにあたって日本のYMCAでは「すべての子どもたちに自然体験を」～ユースボランティアとともに～とスローガンを定め、今一度YMCAキャンプが持つ価値を多くの人たちに提供していく。そして、参加する人々とボランティアリーダーが共に成長する機会であることを再確認し、あらゆる社会課題解決のためのキャンプ活動に取り組む所存である。

そのために今回、1965年に作成され数年ごとに改訂されてきた本キャンプスタンダードを、今日の社会課題やリーダーシップに応じた構成に全面改訂した。構成は2部からなり、従来の項目型で記載した「スタンダード」と、その内容を補足した「ディレクターノート」からなる。

キャンプスタンダードとは、日本におけるYMCAキャンプとして欠くことのできない要件を示したものであり、キャンプディレクターおよび所属するそれぞれのYMCAによって達成されるべき目標である。キャンプスタンダードは、それぞれのYMCAにおいて要件を確認し、キャンプディレクターにより運用される。各々キャンプディレクターは、YMCAの名を冠したキャンプであることと内実がYMCAキャンプになっているということを一致させる役割と責任を担う。

2018年、私たち日本のYMCAはブランディングによって「ポジティブネットのある豊かな社会を創る」ために、全国の協力と一致を大きく前進させた。各地域で行われているYMCAキャンプが本スタンダードに準じたものであり、社会から信頼を得て、私たちの願いが実現するためにさらに発展することを期待する。

第1章 YMCA キャンプの構成要素

I. キリスト教精神と組織キャンプ

YMCAのキャンプは、キリスト教精神を基礎に置く、組織キャンプ（Organized Camp）であり、以下の要素によって構成される。

- ・ キリスト教精神を基礎に置く。
- ・ 目的を達成するために、組織的に計画的で十分な準備を経て実施される。
- ・ 立案から実施までのプロセスを重視する。
- ・ 十分に訓練されたスタッフのもと、リーダーや専門家とともにおこなわれる。
- ・ 対象の理解（キャンパー、保護者、自然環境）が十分にされている。
- ・ キャンパーに対して楽しく、創造的なプログラムや様々な体験の機会、活動の場が提供される。
- ・ 野外でのグループ活動や共同生活がおこなわれる。
- ・ 十分な安全対策、安全管理、危機管理をおこなっている。

II. YMCA キャンプの目的

すべてのキャンパー一人ひとりの「全人的な成長」、聖書によって示された人格の涵養を基礎とし、キャンプという非日常の体験を通してこれらを具体的に実現する。

1. 自然生活を楽しみ、自然に適応する能力を身につける
2. 良い習慣を経験し、良い習慣を築く
3. 健康のための知識と経験を与え、自分の身体を守る方法を知る
4. 生活を豊かにする技術を学び、創造力を育む
5. 良き友人を作る方法を学び、互いの存在と生命（いのち）を尊重する心を育む
6. 民主的なグループ経験から、社会に関わる責任感を育む
7. 神の恵みを知り、感謝の気持ちを養う

第2章 キャンプ組織の管理・運営

I. 全般

- ・ キャンプはその目的の達成のために、それぞれのYMCAによって組織されるキャンプ運営組織を編成し、事業全体を管理運営すること。
- ・ それぞれのYMCAのキャンプ組織は、個々のキャンプにおけるキャンプディレクターを任命し、キャンプディレクターによるスタッフ、リーダーの組織によって個々のキャンプの管理運営をすること。
- ・ それぞれのYMCAは、このスタンダードに記された目的と要件を参照し、状況に応じたキャンプの目的と方針および詳細な規定を作ること。また、それらは毎年確認し、更新すること。
- ・ それぞれのYMCAは、個々のキャンプの目的及び方針を成文化し、キャンプ事業を管轄する部署やキャンプディレクター、スタッフ、リーダー、キャンパーおよび保護者に対して周知徹底すること。
- ・ YMCAキャンプが果たす社会的な意義やキャンプの持つ価値を、さまざまな手段を使って、継続的に社会にアピールすること。
- ・ キャンプをおこなうYMCAは、必ず安全対策委員会を設置し、安全対策を施すとともに安全の啓発及び非常時に備えての研究をおこない、状況に応じて安全対策の変更、更新をおこなうこと。

II. キャンプ運営組織

- ・ キャンプ運営組織は、それぞれのYMCAのキャンプ事業担当者に加え、野外教育の専門家、関連する領域の専門家、教職者（聖職者）、固定キャンプ場を有するYMCAにあってはその地域の人や関係者など、それぞれのYMCAの状況に応じたメンバーで編成されるように考慮すること。
- ・ キャンプ運営組織は、それぞれのYMCAのキャンプの目的及び方針、このスタンダードに記される目的と要件、ならびにキャンプディレクターマニュアル等に基づき、事業の計画から評価にいたるまで、助言や指導監督にあたること。
- ・ 個々のキャンプの管理運営は、キャンプディレクターの責任の下に行われること。

III. 記録及び報告

- ・ キャンプの参加に際しキャンパーの健康に関する事項、キャンプ参加歴などの

個人情報（原簿）を集め、記録すること。

- ・ キャンパー個々人の行動や状況の記録は、定められた期間、安全な場所に保管すること。
- ・ すべてのキャンプはキャンプ全般に関する記録、例えばリーダー会記録、気候状況、プログラム実施状況、キャンパー全体の状況等を記録し、定められた期間、安全な場所に保管すること。
- ・ キャンプ報告、評価表、会計等日常のキャンプ運営に必要な記録は、適正に記入し、定められた期間、安全な場所に保管すること。
- ・ キャンプスタッフ、リーダーの個人記録は適宜記入すること。
- ・ キャンプディレクターは上記の記録類を定期的にチェック、点検すること。
- ・ キャンプディレクターはキャンパー個々人の行動や状況を保護者へ報告すること。
- ・ キャンプディレクターは上記の記録に基づいてそれぞれのキャンプの報告書を作成し、参加キャンパーの保護者及びキャンプ委員会に報告すること。
- ・ 個人情報は、それぞれのY M C Aで定める規定に従って、適切に管理すること。

第3章 スタッフ、リーダーの選任と役割、養成

1. キャンプスタッフ

- ・ キャンプの目的及び方法に精通し、豊かな人間性と健全な心身の持ち主であり、責任を果たすために必要な知識、技能、経験を有すること。
- ・ 組織内および外部と効果的なコミュニケーションを図り、ネットワークを広げていく能力を有すること。
- ・ 時代の要請に応え、新しいキャンプの展開、プログラム開発等に柔軟かつ積極的に取り組む姿勢を有すること。
- ・ それぞれのYMCA、さらには日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づく指導者養成トレーニングを受け、役割と経験に応じて、ウエルネス資格を備えること。
- ・

1. キャンプ事業責任者

- ・ それぞれのYMCAの総主事により任命されたキャンプ事業に関する最高責任者であり、キャンプ運営組織のメンバーであること。
- ・ キャンプ運営組織メンバーとの連携を密にし、YMCAキャンプのさらなる発展を目指すこと。
- ・ 全てのキャンプのキャンプディレクターを任命し、助言や指導監督にあたること。
- ・ キャンプ事業の安全管理体制を整え、スタッフ、リーダーに対して、計画的に、定期的に安全教育や安全研修をおこなうこと。そして、その記録を保存すること。
- ・ YMCAキャンプの歴史を覚えつつ、これまで培ってきたキャンプのノウハウを活かしたキャンプ事業を継続するとともに、今日の社会的な課題を把握し、その解決につながるキャンプ事業の展開、プログラムの開発をおこなうこと。
- ・ YMCAのキャンプはユースリーダーとともにあることを覚え、計画的にキャンプリーダーのリクルートとリーダー養成をおこなうこと。

2. キャンプディレクター（CD）

- ・ キャンプ実施の最高責任者であり、キャンプ事業責任者から選任された者であること。
- ・ 原則としてYMCAスタッフとして献身した者であり、キャンプ経験や指導経験が

豊富であり、十分な訓練を受けた者であること。

- ・ キリスト教精神に基づき、成熟した心身ともに健全な人であること。
- ・ 日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づく指導者養成トレーニングを受け、YMCAキャンプディレクターとしての資格要件を備えること。また、関連する公的な資格取得を目指したり、関係団体が主催する会合や学会、カンファレンス等に参加したりして、キャンプ指導者としての研鑽を積むこと。
- ・ キャンプディレクターは、キャンプスタンダードを運用し、YMCAの名を冠したキャンプであることと内実が、「YMCAキャンプ」になっているということを一致させる役割と責任を担うこと。
- ・ キャンプの目的達成のため、対象や形態に応じて必要な役割を明確にし、プログラムディレクター、マネジメントディレクター、プログラムリーダー、マネジメントリーダー、グループリーダー等の名称を用いて、スタッフ、リーダー、専門家等を組織し、指導監督にあたること。
- ・ キャンプスタッフの数やキャンプスタッフの特性、能力に応じ、マネジメントディレクターを兼任すること。
- ・ キャンプスタッフ、キャンプリーダーをキャンパーと同様に自らの教育対象者としてとらえ、それぞれの持つ特性や経験、能力等に応じた役割とスーパービジョンを与え、個々に応じた必要な環境を設定すること。
- ・ プログラムディレクター、マネジメントディレクターと十分に連携し、キャンプの目的、キャンパーの年齢や状態等に応じて、リーダーの配置、人数、グループのキャンパーとリーダーの比率を慎重に決定すること。

3. プログラムディレクター (PD)

- ・ キャンププログラムの実施運営の責任者として、キャンプディレクターによって選任された者であること。
- ・ 原則としてYMCAスタッフであり、キリスト教精神に基づき、十分な訓練を受けた者であること。
- ・ マネジメントディレクターと連携し、キャンプの目的達成のため、安全で効果的なプログラム運営のための指導監督にあたること。
- ・ キャンプディレクターやマネジメントディレクターとの密な連絡調整の中心となるとともに、キャンプスタッフ間のコミュニケーションを円滑にすること。
- ・ それぞれのYMCAや日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づく指導者養成

トレーニングを受け、YMCAキャンププログラムディレクターとしての資格要件を備えること。

- ・ キャンプディレクターと相談の上、必要に応じてプログラムリーダーを置くこと。
- ・ リーダーやキャンパーに対して、プログラムの視点から環境配慮行動を促すこと。

4. マネジメントディレクター (MD)

- ・ 備品調達、関係各所との調整、衛生管理、会計業務等、実務的なマネジメントの責任者として、キャンプディレクターによって選任された者であること。
- ・ 原則としてYMCAスタッフであり、キリスト教精神に基づき、十分な訓練を受けた者であること。
- ・ プログラムディレクター、キャンプディレクターと連携し、プログラムがスムーズに運営できるように支援すること。
- ・ キャンプディレクターと相談の上、必要に応じてマネジメントリーダーを置くこと。
- ・ リーダーやキャンパーに対して、マネジメントの視点から環境配慮行動を促すこと。
- ・ 固定キャンプ場を有するYMCAまたは野外炊事を頻繁におこなうキャンプでは、マネジメントディレクターは食品衛生責任者の資格を有することが望ましい。

II. キャンプリーダー

- ・ YMCA、およびYMCAキャンプの理念、目的、方法を理解し、これに賛同し、ボランティアであること。
- ・ キャンパーの指導にあたるふさわしい熱意と協調性、豊かな人間性を持つ者であること。
- ・ ボランティア精神に基づき、キャンパーと共に、自らも成長しようとする向上心を持つ者であること。
- ・ 自らの意思でキャンプに参加する者であること。
- ・ キャンプリーダーが未成年である場合は、保護者、親権者の了承の上、参加する者であること。参加にあたっては、保護者もしくは親権者のサインのある同意書を必要とすること。
- ・ それぞれのYMCA、さらには日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づく指導

者養成トレーニングを受け、役割と経験に応じて、ウエルネス資格を備えること。

- ・ 所属YMCAにおいて明文化された基準によって選任され、委嘱された者であること。

1. グループリーダー (GL)

- ・ キャンプディレクターまたはプログラムディレクターにより選任された者であること。
- ・ キャンパーと生活をともに活動し、公平であり、熱意と協調性、豊かな人間性の持ち主であること。
- ・ キャンパーの手本となるような言動がとれる者であること。

2. プログラムリーダー (PL)

- ・ プログラムディレクターの指示のもと、キャンププログラムがスムーズに進行できるようにプログラムの補助と支援を行うこと。
- ・ グループリーダーがグループ活動を円滑に行うことができるように配慮しながら、全体の進行を進めること。

III. 専門家、支援者、協力者

- ・ キャンパーに特別な配慮が必要な場合、高度な技術や指導、安全対策が求められるプログラムを実施する場合、専門的な配慮や支援が必要な対象のキャンプを実施する場合等では、キャンプ運営組織を通じて支援士や学識経験者、プログラムインストラクター、医師、看護師等の専門家の協力を得ながらキャンプの運営にあたること。
- ・ それぞれのYMCAを通じて、YMCAキャンプを理解し支援してくださる、ワイズメンズクラブやチャプレンの協力を得ながらYMCAキャンプを運営することが望ましい。

IV. キャンプスタッフの養成

- ・ 日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づいて養成をおこなうこと。
- ・ キャンプディレクターは、事業を通じてキャンプスタッフにスーパービジョンを与えること。

V. キャンプリーダーの養成

- ・ キャンプリーダーは、キャンプの組織の中で分担された役割と責任を果たすにふさわしい知識、技能、およびキャンプ理論を学ぶ機会を計画的、継続的に与えられていること。
- ・ キャンプリーダーはキャンプ期間中においても必要な指導・助言が与えられていること。
- ・ それぞれのYMCAにおいてキャンプリーダーの略歴、経験、トレーニングの記録を保管すること。
- ・ キャンプリーダーの健康と安全について、キャンパーと同様、十分に配慮すること。
- ・ 優れたキャンプリーダー確保のための努力を、組織的かつ積極的におこなうこと。

第4章 権利の尊重と行動規範

I. 理解と行動

- ・それぞれのYMCAが定める行動規範にしたがって、「思いやり」「誠実さ」「尊敬心」「責任感」をもって自ら行動すること。
- ・YMCAキャンプに参加する全ての人の性別や民族、言語、宗教、年齢、障がいの有無、社会的背景による、暴力やいじめ、差別といったあらゆる種類の虐待や搾取をしないこと。
- ・YMCAキャンプに参加する全ての人の権利を守り、尊重すること。
- ・YMCAキャンプに参加する全ての人に対し、身体的・精神的苦痛や社会的不利益を与えないようにすること。
- ・YMCAキャンプに参加する全ての人のプライバシーを守ること。
- ・チャイルド・プロテクションを明文化し、YMCAキャンプに関わるスタッフ、リーダー、専門家に対して適用すること。
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律など、関連する条約や法規について、キャンプに関わる全てのスタッフ、リーダーとともに理解を深めること。

II. 個人情報の取り扱い

- ・YMCAキャンプを通じて得た全ての人の写真、情報は、開示、漏洩しないこと。またキャンプに参加する全ての人の写真を許可、手続きなく、撮影し、SNS等にて発信しないこと。
- ・YMCA キャンプ実施において、運営上、技術上、その他一切の情報を、事業推進の目的以外に使用するなどの不正使用はしないこと。
- ・YMCAキャンプ実施上知る必要がある情報を、YMCAスタッフまたはリーダー以外の者に開示しないこと。また、取り扱いに関する指示を守り、これらの秘密を保持すること。
- ・YMCAキャンプに関わる電子記録媒体、クラウド等の磁気媒体、その他一切の資料は、キャンプ実施YMCAの指示に従って管理し、キャンプ終了後には、その一切（複製物を含む）は、キャンプ実施YMCAに返還すること。
- ・YMCAキャンプに関わる全ての情報に関して、情報を不正に使用し、または漏洩、配信、拡散した者は、それによってキャンプ実施YMCAが被った損害を賠償すること。

- ・ 故意または重大な過失により、個人情報の取り扱いに不正があった場合には、相当の懲戒処分を受けることを理解し、承認しておくこと。

第5章 YMCA キャンプのプログラム

I. プログラムとは

YMCA キャンプにおける「プログラム」は以下の両面でとらえることができる。

- ・ キャンプそのものを YMCA の使命を実現するための一つのプログラムと理解すること。
- ・ キャンプの目的に沿って用意される生活と活動（アクティビティー）、またキャンプの内容一つひとつをプログラムと理解すること。

YMCA の使命を離れてキャンプごとに願いや目的が一人歩きしたり、一つひとつのプログラムが目的化したりしないために、この事を前提としてプログラムは理解される。

II. プログラムの計画・実施・評価の基準となる考え方

全ての YMCA キャンプは、YMCA キャンプの目的である7つの項目に沿って行われる。以下はその上で YMCA キャンプがどのような過ごし方、内容で行われるかの基準を示したものであり、この考え方をもとにプログラムは計画・実施・評価される。

1. 生活を基本とすること

- ・ キャンパーの健康と安全が最優先された生活が用意されていること。
- ・ 食事、睡眠、入浴をはじめとする生活の基本となる時間が十分かつ規則正しく用意され、活動（静的・動的）の時間がバランス良く生活の中に配置されていること。
- ・ 栄養に配慮された美味しい食事が用意されていること。
- ・ キャンパーの年齢やキャンプ経験、能力に応じた生活時間、生活環境が用意されていること。
- ・ 清掃、整理整頓、配膳、片付け、テンティングなど、年齢や経験、能力に応じて、キャンパー自らが生活を整えていく過程が組み込まれていること。
- ・ キャンパーの疲労度やキャンプへの参加度によって、予定の生活時間や活動内容は柔軟に変更されること。

2. 自然環境の中での生活と活動であること

- ・ 豊かな自然環境と多様ないのちに触れ、それを感じる機会が十分に用意されて

いること。

- ・ キャンプ地の自然環境が存分に活かされた活動が用意されていること。
- ・ 自然への畏敬と感謝を大事にし、元通りにできない破壊や汚損を避け自然へのダメージを最小限にとどめる生活と活動であること。
- ・ 気象条件や環境条件によって生活や活動の内容が柔軟に変更されること。

3. 小集団（グループ）を基本単位とした生活と活動であること

- ・ 一定の連続した期間で行われるキャンプでは、グループの生活と活動による相互作用がグループを成熟させ、その過程がキャンパー個々の成長にもつながるととらえられていること。
- ・ グループを構成するキャンパーの人員は、上記の観点から 6 名～10 名を基本とすること。
- ・ キャンパー一人ひとりの個性、自主性が軽んじられることなくグループで尊重されること。

4. 良きグループリーダー（キャンプカウンセラー）が生活と活動を共にしていること

- ・ キャンパー個々への関わりとグループへの関わりを通してグループの成長を支援するリーダーが存在すること。
- ・ グループのリーダーは、6 名～10 名のキャンパーに対して 1～2 名配置されていること。
- ・ 特別な支援が必要なキャンパーがいる場合は必要に応じて個別にリーダーが配置されていること。

5. キャンプ全体が共同体であること

- ・ キャンパーにキャンプ全体へ奉仕する機会が用意されていること。
- ・ 食事、活動、集い、礼拝などキャンプ全体で過ごす時間、またキャンプ全体で取り組む活動が用意されていること。

6. キャンパーにとって良い体験であること

- ・ 活動は、キャンパーの年齢やキャンプ経験、能力に応じて用意されていること。
- ・ キャンパー自身が考える、創造する、挑戦する、選択する機会が用意されていること。

- ・ 活動は机上での学びより、体験に重きが置かれていること。
- ・ 活動はキャンパーにとって魅力的で、楽しさが存分に含まれていること。
- ・ 野外活動スキルや野外スポーツなど、様々な技術を習得する機会が活動に積極的に取り入れられていること。

7. 神様への感謝や祈りの機会が用意されていること

- ・ 礼拝、祈り、讃美など神様に向き合う機会が用意され、その一つひとつがキャンパーに丁寧に説明された上で行われること。
- ・ 可能であればチャプレンを配置し、チャプレンを通して上記のことが行われること。

III. プログラムの準備と評価

前段の基本的な考え方に基づいて行われるプログラムは、以下のとおり準備され評価される。

1. プログラムの企画

- ・ 安全を最優先にプログラムが企画されていること。
- ・ 安全を最優先にキャンプ地、プログラム実施場所の選定がされていること。またそのための実地踏査が行われていること。
- ・ 一つひとつのプログラムが、前項の「プログラムの考え方」に則って企画され、全体として一連の流れとしてデザインされていること。
- ・ 短期間のキャンプほどプログラムを詰め込み過ぎないように配慮されていること。
- ・ プログラムの企画過程では、プログラムディレクターを中心に、プログラムリーダー、グループリーダー（キャンプカウンセラー）をはじめとするキャンプスタッフが関わり、企画の意図や留意点を適切に把握していること。
- ・ キャンプのプログラムは、出発前までに参加者（保護者）にその内容が示され、必要に応じて詳細が説明されていること。

2. プログラムの記録と評価

- ・ 企画過程（委員会、準備会、下見、宿舎・交通機関等との打合せ）の記録が適正に保管されていること。
- ・ 実施内容（日時、場所、天候、食事メニュー、参加者名簿、指導者名簿、組織図、プログラム内容、指導記録、参加者個人記録、怪我・事故・トラブル記録等）の記録が適正に保管されていること。

- ・ 前段の記録と共に、参加者（保護者）からの評価、キャンプスタッフによる評価、専門家または第三者からの評価を加えて総合的にキャンプのプログラムについての評価がなされていること。
- ・ 記録と評価は、YMCA キャンプの質向上だけでなく将来の YMCA キャンプ構想やプログラム開発の研究材料として、積極的にまた各 YMCA を超えて活用されていること。

第6章 安全管理

I. 安全の考え方

- ・ 参加する一人ひとりの生命の尊さを理解し(Spirit)、互いの存在や個性を認め合い(Social)、人格(心と身体; Mind & Body)や健康(Wellness)を守るということを、キャンプの安全を考える根底に置くこと。
- ・ いかなることよりも安全を優先し、事故を未然に防ぐこと。

II. 組織としての安全対策

- ・ キャンプをおこなうYMCAは、必ず安全対策委員会を設置し、安全対策を施すとともに安全の啓発及び非常時に備えての研究をおこない、状況に応じて安全対策の変更、更新をおこなうこと。
- ・ それぞれのYMCAの定める安全管理規則を全スタッフが共有し、これに従ってキャンプ事業がおこなわれていること。またそれらを定期的を確認すること。
- ・ それぞれのYMCAの定める規定に従って、役割が十分に担えるスタッフが配置されていること。
- ・ キャンプの実施にあたっては、安全確保のための配慮と対策を組織的におこなうこと。
- ・ 全てのキャンプスタッフの健康状態や衛生状態が保たれていること。
- ・ 救急セットやAED、無線、ライフジャケットなど、キャンプが安全に実施できる、事故発生時に対応できる備品が組織的に整備されていること。
- ・ 安全確保のため、必要に応じて組織外の専門家のアドバイスを受け連携して対処すること。
- ・ 法令やコンプライアンスを遵守すること。
- ・ 事故や怪我等の記録・報告書フォーマットが作成してあること。
- ・ 緊急時(事故発生時)の対応手順や連絡方法が、組織的に明確であり、機能すること。
- ・ スタッフ、キャンパー、リーダー、専門家等、キャンプに関わる全員が、傷害保険、賠償責任保険に加入すること。
- ・ 都市救急法や野外救急法、食品衛生責任など、活動や形態に応じて資格取得や研修を受けられる機会がスタッフに与えられていること。

Ⅲ．組織としての安全教育

- ・ YMCA のキャンプ事業における安全の考え方が、スタッフと共通理解できていること。
- ・ 安全に関するトレーニングや研修を定期的実施し、内容と参加者の記録を残すこと。
- ・ 法令やコンプライアンスの研修がおこなわれること。
- ・ それぞれの YMCA の定める安全管理規則に従って、緊急時の対応をシミュレーションする機会があること。

Ⅳ．キャンプディレクターの役割

- ・ キャンプ事業における安全の考え方を理解し、安全に基づいたキャンプの企画、運営、評価ができること。
- ・ 以下に示す、プログラムの企画要件、プログラムの企画、プログラム実施中、プログラム終了後、健康と衛生、労務管理、更なるキャンプの安全向上のために、に沿って、キャンプ事業における安全対策の点検と評価ができること。
- ・ 現場の最高責任者としての行動、言動ができ、意思決定して対応できること。
- ・ スタッフやリーダー、専門家などと良好な関係を築き、キャンプが安全に実施できる組織的風土やキャンプ文化を醸成できること。
- ・ 想定外の事象が起きた際に、安全を最優先してプログラムの変更や中止ができること。

Ⅴ．プログラムの企画要件

1．実施場所の選定

- ・ その土地の自然環境、交通を十分に理解していること。
- ・ 電話等で外部と安定して連絡が取れる場所であること。
- ・ 気象情報や交通情報の確認ができる場所であること。
- ・ トイレや浴室など、生理的欲求を満たす環境や施設が備わっていること。
- ・ 荒天でも安全に代替プログラムが実施できるか、別の安全な場所を利用できること。
- ・ 近隣に医療機関があり、キャンプ中に救急対応ができること。
- ・ 自然災害が発生しにくい場所であり、影響を受けにくい場所であること。
- ・ 緊急時に全員が安全に避難できる場所や施設があること。
- ・ 緊急時でも安全な交通が確保されていること。

- ・ 利用する場所や施設で、過去に重大な事故や怪我などが起きていないか確認すること。
- ・ 利用できる施設がある場合、複数回実地踏査を行い、安全にプログラム実施ができることを確認すること。
- ・ 実地踏査で得た情報は、スタッフと共有すること。

2. 能力、技術、装備の確認

- ・ 責任を持って役割を担当できるスタッフやリーダーが配置できること。
- ・ プログラムを実施するスタッフに、十分な能力や技術があること。
- ・ 専門的な知識や技術が必要とされる場合、専門家に協力が得られること。
- ・ 安全対策に適切で十分な数量の装備が準備できること。
- ・ 携帯電話や無線機など、スタッフ間または外部との連絡を取る装備が準備できること。気象情報や交通情報を得ることができる装備が準備できること。
- ・ キャンプ場からアウトディングや遠征をおこなったり、山や無人島をフィールドとしてプログラムをおこなったりする場合、キャンプディレクター等が野外救急法の資格を有することが望ましい。
- ・ 固定キャンプ場を有するYMCAまたは野外炊事を頻繁におこなうキャンプでは、マネジメントディレクター等が食品衛生責任者の資格を有することが望ましい。

VI. プログラムの企画

- ・ 安全を最優先にプログラムが企画されていること。
- ・ 一つひとつのプログラムが、前章の「プログラムの考え方」に則って企画され、全体として一連の流れとしてデザインされていること。
- ・ 短期間のキャンプほどプログラムを詰め込み過ぎないように配慮されていること。
- ・ プログラムの企画過程にリーダーをはじめとするキャンプスタッフが関わり、企画の意図や留意点を適切に把握していること。
- ・ 安全を最優先にキャンプ地、プログラム実施場所の選定がされていること。またそのための下見が行われていること。
- ・ キャンプのプログラムは、出発前までに参加者（保護者）にその内容が示され、必要に応じて詳細が説明されていること。
- ・ 自分の安全は自分で守る安全教育の機会として捉えること。
- ・ 安全な生活は人間の基本的欲求であることを理解していること。

- ・ キャンパーの年齢、体力、経験、技術、興味などに応じた無理のない内容とすること。
- ・ ゆとりのある時間、日程の設定をすること。
- ・ 動的な活動、静的な活動をバランスよく組み合わせること。
- ・ 1グループのメンバーを6名~10名とすること。
- ・ 実施段階より企画段階でリスクを洗い出し、回避すること。
- ・ スタッフ、リーダー全体で、キャンプの目的やねらいを共有すること。
- ・ 事前説明会または案内書類を作成し、活動趣旨や内容、持ち物、指導体制、安全対策を保護者に伝え、事前にキャンプについて子どもと話をしてから参加してもらうこと。
- ・ キャンプでは怪我や事故が起こりやすいことを保護者に理解してもらうこと。
- ・ 特別な配慮やアレルギー対応が必要かどうか、事前に個人調査票を記入・提出してもらい、具体的な対応を検討すること。

VII. プログラム実施中

- ・ プログラムが安全に、スムーズに進行しているか、全体を確認すること。
- ・ 予定されたタイムマネジメントをおこなうこと。
- ・ 運営体制が機能しているか、各担当の役割がうまく担えているか把握すること。
- ・ メンバーの心の安全が守られる雰囲気や環境をつくること。
- ・ リーダー、スタッフとのコミュニケーションを緊密にとり、不安がある場合は聞き取り、スーパーバイズすること。
- ・ 特別な配慮やアレルギー対応が必要なメンバーへの対応に気を配ること。
- ・ 最新の気象情報、交通情報を把握すること。
- ・ フィールドの危険箇所を再確認すること。
- ・ グループリーダーを通じて、メンバーの人数確認、健康状態の確認、メンバー同士の人間関係を確認し、メンバーの様子を把握すること。
- ・ リーダー、スタッフ自身の安全と健康管理に努めること。
- ・ 事故や怪我など、緊急時が起きた場合を想定して行動すること。

VIII. プログラム終了後

- ・ 直後にミーティングをおこない、メンバーの事故や怪我、気になったことなどを収集し、記録して残すこと。
- ・ 怪我など処置や対応をしたことは、保護者へ必ず伝達すること。

- ・ 保険対応が必要または必要とされる可能性がある場合は、記録・報告書を作成すること。

IX. 衛生と健康

- ・ 参加者、スタッフの健康状態に留意し、衛生的な環境を確保し維持すること。
- ・ 清潔で安全な水が供給されていることを確認すること。
- ・ トイレ、浴室、流し、炊事場の衛生が保たれていること。
- ・ 食事をする際の手洗いや机上の除菌等、衛生が保たれていること。
- ・ 炊事では、食材や水、調理器具、調理場所の衛生が保たれていること。
- ・ 朝晩など、定期的に参加者の健康状態を確認すること。
- ・ 固定キャンプ場を有するYMCAまたは野外炊事を頻繁におこなうキャンプでは、マネジメントディレクター等が食品衛生責任者の資格を有することが望ましい。

X. 労務管理

- ・ キャンプディレクターほか、キャンプスタッフに対して、必要な休養が与えられる環境、時間を整え備えること。
- ・ キャンプスタッフは、一日のなかで数時間、そして1週間に1日の休暇を取ることが守られ、キャンプディレクターは組織編成の際にそのことをふまえて準備をしておくこと。
- ・ 長期キャンプのキャンプディレクターに対するバックアップは、予め十分に備えておき、状況に応じて、キャンプスタッフの休養が取れるよう準備しておくこと。
- ・ キャンプディレクターは、キャンプに関わるスタッフの個人の属性、能力、特質等をよく見て役割分担を行い、個人の能力の許容を越える役割や仕事を与えず、その適正をよく見ておくこと、そして役割過多になっている場合は、素早く状況を整えること。

XI. 更なるキャンプの安全向上のために

- ・ ヒヤリハット事例や事故事例などを収集し、キャンプ事業に関わるスタッフと共有し、安全対策に反映させること。
- ・ 全国のYMCAでヒヤリハット事例や事故事例を共有し、日本YMCA全体での安全対策につなげることを目指す。

おわりに

キャンプスタンダードは、時代と社会の変化に応じて、少なくとも3年に一度は内容の検証を行い、改訂するものとする。また、今回の改訂に合わせて、今後新たにキャンプディレクターマニュアル、キャンプリーダーハンドブックが作成され、それらを用いて日本YMCAウエルネス指導者資格制度に基づく指導者養成トレーニングが実施され、優れたYMCAキャンプ指導者が国内外で活躍し、YMCAキャンプの社会的認知がますます高まることを期待する。

日本YMCAキャンプスタンダード

2019年9月改訂版

<執筆者> ◎チーフ

第1章 YMCAキャンプの構成要素	津田 晃男（大阪YMCA）
第2章 キャンプ組織の管理・運営	木村 成寿（熊本YMCA）
第3章 スタッフ、リーダーの選任と役割、養成	坂本 孝司（神戸YMCA）
第4章 権利の尊重と行動規範	永田 一誠（横浜YMCA）
第5章 YMCAキャンプのプログラム	星野 太郎（東京YMCA）
第6章 安全管理	◎林 健児郎（大阪YMCA）

ディレクターノート

はじめに

Ⅰ．キャンプスタンダードとは

キャンプスタンダードは、1965 年に日本の YMCA キャンプ実施の基準として制定されたものである。時代と社会の変化に応じて、3 年から 5 年毎に内容の検証をおこない、1968 年、1996 年、2005 年、2010 年の改正・改訂を経て今日に至っている。

このスタンダードは YMCA キャンプとして欠くことができない要件を示すと同時に、達成すべき目標（努力目標ではなくスタンダード基準）であり、各キャンプディレクターは、この日本 YMCA キャンプスタンダードによって各キャンプを運営することが求められる。どれだけ時代が変遷し、社会課題が変わろうとも、YMCA の名を冠したキャンプであることと内実が、YMCA キャンプになっているということを一致させるのがディレクターの役割であり責任である。

第1章 YMCA キャンプの成り立ち

キャンプスタンダードを運用するにあたり、私たち YMCA のキャンプはいつどのようにして、何のためにはじまったのか、その成り立ちについて理解する。

Ⅰ．北米 YMCA

1．体育事業と Four fold プログラムの提唱

1866 年、ニューヨークシティ YMCA の President、William E. Dodge Jr. は、青年が近代生活の困難さに順応しながら人格を形成するためには、精神とともに身体を強めることが必要であると考え、YMCA の活動に体育事業の意義を認め、YMCA の目的に公式に "physical" を加えた（YMCA の目的を「青年の霊的、知的、社会的、体育的状态の改善」と定義した最初のもの）。

"The object of this association shall be the improvement of the spiritual, mental, social and physical condition of young men."

これにより、青年に対する Four fold (spiritual, mental, social and physical) プログラムが提唱され、体育事業が展開されるようになった。そして、次第に体育施設を入れた会館が建設され、YMCA の理想を体育事業で実現させる動きとなった。

北米 YMCA 同盟で体育事業に関わり、マサチューセッツ州スプリングフィールドの YMCA International Training School（現在の Springfield College）で体育学部長をしていた Luther Halsey Gulick は、Four fold プログラムの一部として行われていた体育事業に、YMCA がおこなうことの解釈と原理を付与した。

彼によれば YMCA の事業はひとつの結合で、すべての部分は体育事業を含めて簡単な基礎の上にある。それはまず人間は身体、知性、精神が統一体となっている。キリストはこの三者が一つとなった完全な人である。が、宇宙は均衡がとれていることが求められる。そして人には均衡の取れた成長が要る。精神、身体、知性は成長するが、均衡が必要であり均等ではない。そこには成長に教育、訓練がいる。それは正しい関係においてなされなければならない。この統一、均衡、成長の三つの原理を、YMCA の体育事業に適用したのである。かくて人は完全な人という理想を持ち、それに向かって、霊、体、知を働かすのである。

Gulick は有名な三角形のシンボルを考案し、1891 年に YMCA のシンボルとして了承された。三角形は体、知、霊のためにあるのではなくて、全き人としてのためにあるのである。

2. 少年事業の開始とキャンプ

YMCA の事業は青年に対して行われてきたが、1870 年代終わりから 1880 年代初めにかけて、“他の少年を助けるため”ということを中心に、少年事業が大きく発展した。19 世紀末のアメリカでは、教科書や書物による知識偏重型の教育に対して、児童中心の主体的な活動を尊重する新教育運動が広がりを見せ、John. Dewey らによる進歩主義教育運動が展開されていた。1897 年、ニューヨーク YMCA が進歩主義的な教育理論に基づいた少年事業を開始し、特に Four fold プログラムが強調された。その中心の指導者は、後に組織キャンプの普及に大きな影響を与えた Sumner F. Dudley であった。

Dudley は 1885 年の夏、ニューバーク YMCA からの要請により、7 人の少年を郊外のオレンジ湖に 1 週間のキャンプに連れていった。Dudley によるキャンプでの様々な試みが Camp Dudley や Camp Wawayanda (Frost Valley YMCA の前進) を設立させ、アメリカでのサマーキャンプ運動の引きがねとなった。また、YMCA が青年と同じく少年に対する事業の必要性を増大させた時期としてこのキャンプは位置付けられ、YMCA の組織キャンプのはじまりとされている。そして、キャンプは 1890 年代になると少年事業として行われるようになった。

3. グループ活動の利用とグループワークの出現

YMCA では設立初期から事業の特徴的な方法として採られたものが、グループ活動の利用であった。特に少年事業の分野で用いられ、グループワークが行われるようになった。

Dudley はキャンプでの指導者の問題に関して、「35 人の少年たちの指導に適した指導者の人数は 7 人である」、「一つのテントに少年 7 人と一人の指導者をつけることに決めた」などの記録を残しており、彼のキャンプではグループワークの理論が確立されるはるか以前にそれを実行したと言われている。

4．少年事業とキャンプ事業の拡大

1900 年、Gulick は、YMCA は大規模に少年事業をなすべきだと北米 YMCA 同盟に提案し、これを受けた北米 YMCA 同盟は 1901 年に Edgar M. Robinson を初の少年事業主事に任命した。彼の強いリーダーシップの下、1906 年には少年主事会が組織され、以後 20 年に渡って少年事業が大きく発展した。

Robinson はキャンプの開拓者でもあり、サマーキャンプが育てられ、キャンプ事業が拡大していった。1910 年、Boy Scouts of America の設立にも尽力した。また、彼により YMCA の少年事業主事が中心となって、1910 年に Camp Directors' Association of America（現在のアメリカキャンプ協会）が設立され、New Jersey YMCA 少年事業主で、Frost Valley YMCA の前身である Camp Wawayanda のディレクターであった Charles R. Scott が初代会長を務めた。

Gulick と妻の Charlotte Vetter Gulick は、1910 年に Camp Fire Girls（現在の Camp Fire）を設立し、少女に対してキャンプ事業を行った。

5．少年事業での指導原理、Four fold プログラム

少年事業に Four fold プログラムが強調される中、カナダ YMCA は 1912 年、Taylor Staten を少年事業主事に任命し、The Canadian Standards Efficiency Training program (THE C.S.E.T.) を作った。このプログラムは、子ども達の知的、社会的、身体的、宗教的技能の発達を表彰する機会を与えるための Four fold プログラムで、カナダ YMCA やカナダの教会がおこなう少年事業で用いられた。

1919 年、北米 YMCA 同盟は少年事業での指導原理として Christian Citizenship Training Program (C.C.T.P.) を "HANDBOOK FOR PIONEERS" として出版し、翌年にそのマニュアルを出版した。

1921 年、Staten はカナダで最初となる私的なキャンプである Camp Ahmek を設立した。このキャンプで育ったメンバーである Headley S. Dimock は、"Camping and Character (1929)" や "Administration of the Modern Camp (1948)" を出版し、キャンプの発展に大きく貢献した。

II．日本 YMCA

1．大阪 YMCA 少年義勇団と組織キャンプの開始

1901 年（明治 34）、北米 YMCA から大阪 YMCA に George Gleason 名誉主事が派遣された。1912 年（大正 1）、彼が米国に一時帰任して日本に戻る際、ボーイスカウトの指導書 3 冊を持ち帰り、大阪 YMCA の小・中学生を対象にスカウト活動を開始し、1914 年（大正 3）9 月に「少年義勇団」を発会した。

Gleason の下にいた増田健三は、1913 年（大正 2）にアメリカに渡り、北米 YMCA の現況、特に会館管理とボーイスカウト運動、少年事業を学び 1916 年（大正 5）に帰国した。そして、「少年義勇団」を発展させた少年部活動として、1920 年（大正 9）、兵庫県六甲山麓、西宮市の北側にある南郷山で少年を対象とした 2 週間の天幕生活キャンプをおこなった。これが、日本 YMCA 運動での最初の教育的組織キャンプとされている。

2．新教育運動と北米 YMCA 同盟主事来日

1919 年（大正 8）、John. Dewey が来日し東京帝国大学で講演をおこない、新教育運動が紹介された。これにより、1920 年代から 30 年代は、日本での新教育運動として大正自由教育運動が起こった。

1921 年（大正 10）5 月、北米 YMCA 同盟の少年事業主事 Edgar M. Robinson と Charles R. Scott が来日し、少年事業を含めたキャンプについて、各地の YMCA の指導者、スタッフと懇親会や協議会を開き、日本のキャンプ創生に大きな影響を与えた。

1921 年 8 月、大阪 YMCA は前年と同じ六甲山麓南郷山の松林で 3 週間の教育的組織キャンプを実施した。北米 YMCA 同盟から東京 YMCA に派遣された G.S. Patterson はこのキャンプを視察し、子ども達と一夜を過ごした。

3．東京 YMCA 少年事業と全人教育の視点

1921 年 8 月 1 日から 8 日、東京高等師範学校講堂で大日本学術協会が主催する「八大教育主張講演会」が開催され、後に大正自由主義教育のリーダーとなった 8 名の教育者がそれぞれの教育論を講演し、その中で小原國芳が「全人教育論」を提唱した。

Patterson は南郷山キャンプの視察後、日本 YMCA 同盟少年部主事、鈴木栄吉と協力して北米 YMCA で用いられていた Four fold プログラムの実験活動と研究を始めた。鈴木は Four fold プログラムを「全人教育」と訳し、その具体的なプログラ

ムとして、1922（大正 11）年に中学生を対象にグループワークを中心とした組織的
少年キャンプを日光中禅寺湖阿世潟で実施した。

この活動に深い興味と関心を持った東京 YMCA 少年部委員の小林弥太郎は、1923
年に私財を投じて山中湖畔に土地を求め、日本最初の組織キャンプ場を開設した。
小林は、コロンビア大学で John. Dewey に師事し進歩主義教育を学び、1917 年に
優秀な成績で卒業している。

鈴木は、1924 年（大正 13）に Four fold プログラムの翻訳本として「全人教育
の意義及び其の実際」を出版した。彼はその第一章 全人教育の意義 第一節 全人
教育とは何ぞ において次の様に述べている。—Four Fold Program とは、我等の
知的、身体的、霊的、社会的生活をして円満なる発達を遂けしめんとする事業を云
ふのである。余が Four Fold Program の訳語として（中略）「全人教育」の語を用い
たのは余としての信念があるのである。余は教育の理想とは「全人としての完成」
にあることを信ずるものである。「生命の一側面のみに眼をつけてする教育は、人間
を片輪^{※原文}にする教育である。教育は常に全人を目標としなければならぬ」との説
に衷心賛意を表するものである。

この本の中で、Four fold プログラムとして、アメリカの Christian Citizenship
Training Program (C.C.T.P.)、カナダの The Canadian Standards Efficiency Training
program (THE C.S.E.T.) をあげている。

1931 年、小林はアメリカで開催された第 20 回世界 YMCA 同盟大会の少年事業大
会に参加し、Staten の Camp Ahmek を視察した。これにより長期キャンプの必要
性と優れた環境のキャンプ地が必要であることを痛感し、長野県野尻湖畔の用地を
買収し、1932 年（昭和 7）に鈴木とともに野尻学荘を開始した。そして 7 月 23
日から 8 月 26 日までの 5 週間にわたる、我が国最初の長期少年キャンプ「第 1 回
野尻学荘」を開設した。

4. 戦後民主主義教育とキャンプ

戦争中は各地の YMCA キャンプ場は閉鎖ないしは訓練所、疎開施設などに転用
され、ほとんどの機能が停止し、活動が休止する状況に追い込まれた。戦後、日
本のキャンプは民主主義の教育の場として、社会福祉の場としていち早く復興が
図られた。1947 年（昭和 22）、YMCA は山中湖キャンプ場で戦後初の「キャンプ
指導者養成講習会」が開催された。1951 年（昭和 26）に神戸 YMCA が「余島キ
ャンプ場」を開設、大阪 YMCA が「六甲キャンプ場」を開設した。1968 年（昭和
43）には大阪 YMCA が徳島県に「阿南国際海洋センター」を開設するなどキャン

プ施設の充実が図られた。

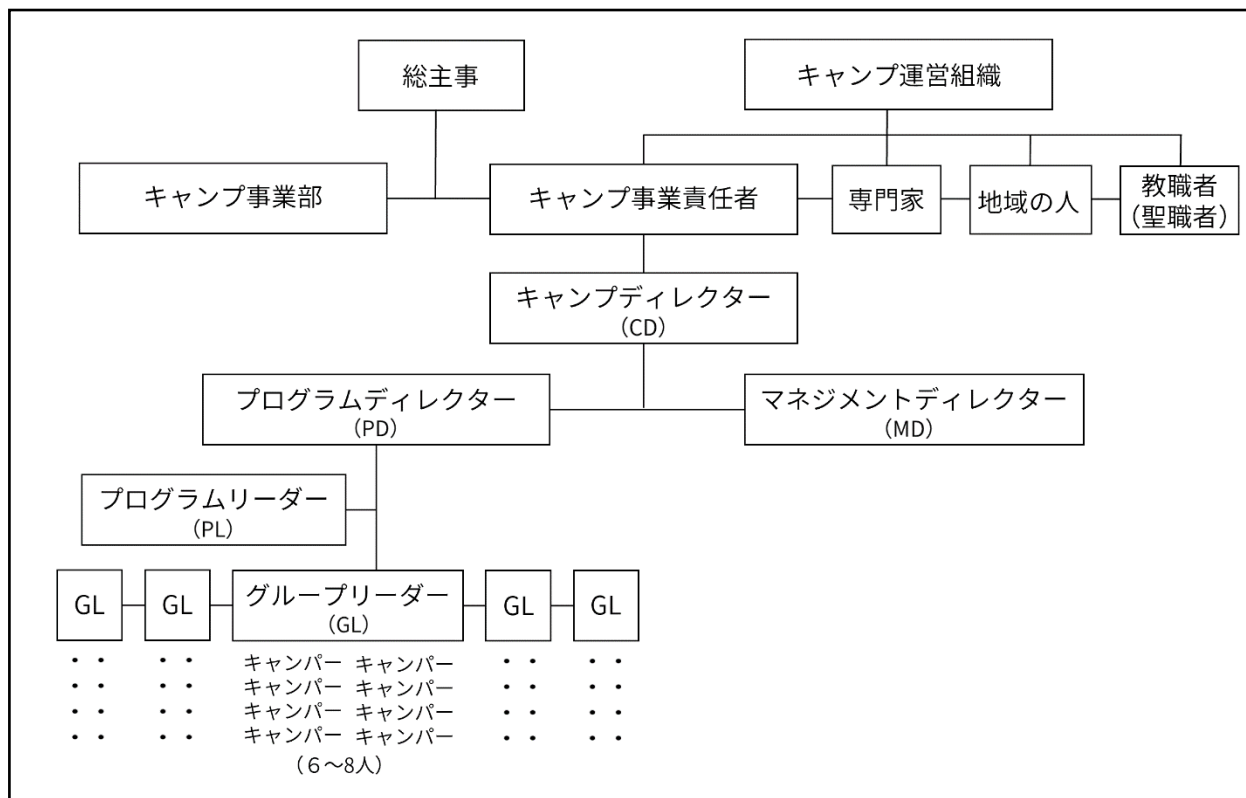
また、キャンプの大衆化と共に 1950 年から 1970 年頃にかけては、特別な課題に対応した「肢体不自由児キャンプ」、「幼児キャンプ」、「体育嫌いな子のキャンプ」等が次々と開催された。

以上のように、YMCA キャンプの成り立ちを概観すると、北米 YMCA が社会の変化に対応し、少年事業としてのキャンプムーブメントを作り、その発展に大きく寄与してきたことが分かる。組織キャンプの黎明期にグループ活動や指導原理として Four fold Program を用いたことは特筆しておきたい。また、少年事業やキャンプに中心的に関わっていたスタッフが、ボーイスカウトアメリカの設立に尽力していたり、Camp Directors' Association of America（現在のアメリカキャンプ協会）を設立し初代会長になるなど、ムーブメントの中心的な役割を担い、リーダーシップを発揮していたことが分かる。

日本 YMCA においては、新教育運動が始まった教育性強調期に、北米 YMCA でのこうした運動が派遣された主事や来日した指導者からもたらされ、グループ活動や指導原理を用いた少年事業やキャンプが試みとして実現したこと、これらが各地の YMCA に広がってキャンプが拡大していったことを理解しておきたい。また、戦後は民主主義教育や社会福祉の場としてキャンプがおこなわれ、全国各地に YMCA キャンプ場が整備され、特別な課題に対応したキャンプを次々に開催し、YMCA キャンプが拡大していった。

第2章 キャンプ体制とキャンプ運営組織

1. キャンプ運営体制



これまでのキャンプスタンダードでは、キャンプ運営組織としてそれぞれのYMCAで設置する「キャンプ委員会」が示されてきた。しかし、今日では事業規模が異なったり、キャンプが多様な形態でおこなわれたりしているため、キャンプ委員会を設置しているところはごく少数であることが分かった。よって、本スタンダードではキャンプ委員会という名称は用いず、それぞれのYMCAの状況に応じてキャンプを運営する組織として、キャンプ運営組織という名称を用いた。

第3章 スタッフのあるべき姿と指導者の養成、ボランティア開発

YMCA キャンプ事業が、今後も持続可能な事業として成立し、社会教育団体としてのコンプライアンスを遵守し、社会的責任を果たすため、そしてそのような人材を社会に輩出するため、ブランディングの視点からも事業価値と団体の価値を守り高めていくために、事業を遂行するYMCA キャンプスタッフに必要とされる要件を整え、養成していくことが求められる。

I. YMCA スタッフとして望まれる姿

「心をひらき、わかち合う。前向きで、まわりを惹きつける魅力をもつ。」

(YMCA Brand Personality)

まわりにいる人びとを惹きつける人とは、どんな人か。多種多様な個を受けとめる寛容な人、オープンマインドを持っている人、誰にとっても開かれた存在である人など。YMCAスタッフとして、単純に競争をするのではなく、わかち合いの文化を、これから先もっと創造することに取り組み、人の喜びや痛みはもちろん、未来に向けた前向きな意思や挑戦をわかち合う存在になれる可能性を秘めています。

Activeではなく、Proactiveへ。Proactiveとは、ワクワクして積極的で主体的、という意味。YMCAに集う人びとには、「Proactive」に、より自ら考えて行動し、新たなことにも臆せずトライしていく革新のベクトルが今必要です。思想・信条・宗教・性別は関係ありません。世界の中にとってもう一度、魅力的な存在になっていくことを、いまYMCAは目指しています。

(YMCA BRAND BOOK)

II. YMCA キャンプスタッフとして

- ・ 社会的信頼を持ち、かつキャンパーから信頼される人であること。
- ・ 身体的にも、精神的にも、健康でキャンパーとともに生活できる人であること。
- ・ キャンプに関する知識や技能と、指導力を身につけている人であること。
- ・ 経営的能力を持ち、キャンプの持続可能性を考えられる人であること。
- ・ 迅速で、公正な決断力、判断力を持ち合わせていること。
- ・ ユーモアに富み、協調性を持ち合わせていること
- ・ 青少年に理解を持ち、自ら研鑽し続ける意欲を持ち合わせていること。

Ⅲ．YMCA キャンプ指導者の養成

YMCA キャンプ指導者の養成は、それぞれの YMCA、さらには日本 YMCA ウエルネス指導者資格制度に基づく指導者養成トレーニングによって行われる。

1．日本 YMCA ウエルネス指導者資格概要

- ・実際のYMCAキャンプの運営指導には、必要とされる研修を履修し、レポートを提出して日本YMCAウエルネス指導者資格を取得したものが選任される。
- ・資格制度の対象者は、YMCAボランティア、講師、職員等で、所属YMCAの総主事が推薦する者。YMCAでの経験が、インストラクターは1年以上、プログラムディレクターは1～3年以上、ディレクターは3～5年以上を有する者。非常勤講師の場合、必要年数は、YMCAでの指導年数をフルタイム換算する。講師職は、プログラムディレクターまでの認定を上限とする。
- ・資格段階は、①リーダー ②インストラクター ③プログラムディレクター ④ディレクター ⑤ファカルティがあり、それぞれの資格要件、研修カリキュラムが設定され、資格段階によって認定基準が定められている。
- ・キャンプ指導者資格は、ウエルネス推進会議の野外活動事業部の主管により講習会を実施し、講習会修了者を対象に指導者資格の認定をおこなう。

2．スーパービジョン

キャンプディレクターの担う大きな役割として、キャンプスタッフやキャンプリーダーに与えるスーパービジョンがある。スーパービジョン（Supervision）は、対人援助職者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程である。指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的としている。

ユースボランティアリーダーを運営の中心としておこなうYMCAの組織キャンプでは、キャンプディレクター、もしくは専門家が彼らのスーパービジョンを行い、リーダーのキャンパーとの関わりや活動をサポートするものである。

1）スーパービジョンの原則

- ①リーダーが不安を感じたり、抵抗があるようなことについては、十分に、リーダーの気持ちを理解し、不安や抵抗をあまり感じない範囲での取り組みとすること

が大切である。

- ②不慣れなことや初めてすることは、スーパーバイザー（キャンプディレクター）が実際にやってみたり、他の経験のあるリーダーを観察したり、あるいはロールプレイをしたり、経験のあるリーダーの書いた子どもの記録を読ませるといった準備が必要である。
- ③スーパーバイザーのペースでことを進めず、リーダーがどんな段階にいるかを受入れ、そこから出発する。
- ④一度に大きな進歩を期待するのではなく、少しでも理想の状態に近づいたら、すぐそのことを伝える。フィードバックや賞賛の効果は、時間の経過に従って減少する。
- ⑤リーダーの間違ひは、指摘しなくてはならない。誤った点のみを取り上げ、良くなったところを取り上げないと、リーダーにとってスーパービジョンが重荷になってくる。
- ⑥スーパーバイザーにとっては、何でもないようなことでも、リーダーにとっては大変難しいことが少なくない。
- ⑦リーダーの進歩に応じて、要求水準を次第に上げていくことが大切である。
- ⑧リーダーができるようになったことを継続させようとする場合は、時々でいいから、「よくやれた」ということを本人に伝えなければならない。
- ⑨多くの欠点や問題を持つリーダーには、改善してほしいことを一度にすべて要求するのではなく、その中から当人ができそうなことを一つか二つ取り上げて、チャレンジをさせる。
- ⑩スーパービジョンに遅れてきたり、記録提出が遅れるリーダーには、スーパービジョンまでに成すべきことをはっきりと伝えるだけでなく、具体的にどんなことをすればいいかというリストを作り、やれたかどうかを2人でチェックすることも有効である。

IV. ボランティア開発の原則

YMCA キャンプは、多くのボランティアに支えられており、必要不可欠な存在であり、YMCA キャンプスタッフは、ボランティアの開発をおこなう前提として、その存在を以下のように理解しておく必要がある。

- ① ボランティアは、YMCAにとってかけがえのない存在である。
- ② YMCAボランティアは、見た目以上の貢献をする。
- ③ ボランティアを惹きつけ、参画を促すために、YMCAは子どもを育て、家族を支

援し、コミュニティを強化することについての、人を駆り立てずにはおかないビジョンに従う。

- ④ ボランティアの活動は、YMCAのプログラムである。
- ⑤ YMCAにおいて、良いボランティアを育てることは、良いスタッフを育てることと同様であり、等しく重要である。
- ⑥ YMCAの全てのスタッフがボランティアの養成に取り組む。
- ⑦ YMCAは、あらゆる種類の人たちを巻き込み、ボランティアをする障害になるものを取り除く。
- ⑧ ボランティアと働くために、YMCAは喜んでそのコストを負担する。
- ⑨ YMCAは、ボランティアのサービスの価値を記録する。
- ⑩ ボランティアは、民主的社会にとって不可欠の存在である。

V．ボランティア開発の手順

YMCA キャンプスタッフは、YMCA キャンプを担うボランティアの開発において、以下の手順にて開発をおこなうことが参考となる。

- 1．Reflection（考察：ボランティアの価値について検討する）
- 2．Research（調査：ボランティアニーズの発掘、YMCAのボランティアサポート能力の確認）
- 3）Readiness（準備：ボランティア管理業務の分析、予算、ボランティア価値の計算）
- 4）Recruitment（募集：ワークデザイン、役割の整理、ボランティア理解）
- 5）Retention（管理：ボランティア選考、面接、スーパービジョン、評価）
- 6）Recognition（認証：ボランティア認証、表彰、賞賛、）

（ボランティア開発マニュアル）

注：ボランティアのマネジメントについては、2000年に米国YMCA同盟出版のボランティア開発のためのマニュアル「The Seven Rs of Volunteer Development」が翻訳され、翻訳版が発刊されており、ボランティアの養成、管理のための示唆を与えてくれる。

第4章 権利の尊重と行動規範

21世紀は「人権の世紀」といわれているように、人権は世界中の人々が共有する考え方となっている。すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないこの権利について、私たちは一層理解を深めていく必要がある。また子どもの権利についても、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮をしていくことが求められている。これらは、YMCAが実現したい社会のあり方であり、YMCAの事業において適切に対応し、行動していくことが重要である。

1. チャイルド・プロテクションの取り組み

互いを認め合い、高めあう「ポジティブネット」のある豊かな社会を創ることを実現させるためにも、「国連子どもの権利条約」に基づき、YMCA キャンプにおいてチャイルドプロテクションポリシーを制定し、実践することが望まれる。適用対象はYMCA キャンプに関わるすべての関係者であり、キャンプ活動中はもちろんのこと、活動・事業以外でも適用する。また、行動規範（同意書）と併用する。

例：健康教育事業における行動規範（横浜 YMCA）

- ・ 清潔できちんとした適切な服装をすること。またプログラム活動中はもちろん、YMCA 施設や活動場所周辺においては喫煙をしないこと。また、活動に参加する際に影響があるような飲酒をしないこと。
- ・ 尊敬心と配慮をもって子どもに対応し、子どもたちの名前を呼び捨てにせず、すべての子どもを性差、人種、宗教、文化、家族の経済レベル、障がいの有無にかかわらず、平等に接すること。
- ・ プログラム活動中、または前後の時間帯を含めて、いついかなる場合においても、誰も見ていない場所で 1 人の子どもと 2 人きりでならないこと。監督者がいる場合は監督者から見える場所に身を置き、単独行動は行わないこと。他者に過剰に親密な愛情を示すことは控えること。
- ・ 子ども、リーダー、あるいは他のスタッフのいるところでの、冒瀆的なことば、不適切なジョーク、人のプライバシーの暴露、その他あらゆる形でのハラスメントをしないこと。
- ・ いかなる理由があっても、子どもに対して虐待行為となるようなことをしない

こと。

たとえば、

- ・ 身体的虐待 手で叩く、拳骨でぶつ、物で殴る、揺する、蹴とばすなど
- ・ 言葉による虐待 侮辱する、馬鹿にする、脅す、必要な場面以外で大声を出すなど
- ・ 性的虐待 不適切なやりかたで触ったり、不適切なことを言う
- ・ 精神的虐待 恥をかかせる、故意に冷たくする、冷酷な態度をとる、など
- ・ プログラム活動によって知り得たメンバーの個人情報や YMCA の内部情報を対外的に口外したり、SNS（フェイスブックなど）へ掲載をしないこと。

子どもの権利の保護

- ・ 私たちは、民族、人種、皮膚の色、言語、宗教、意見、性別、社会的出身、出生の地位、能力、または特定の団体への所属の有無に関わらず、一人ひとりの子どもの尊厳とかけがえのない存在としての価値が尊重される安全な環境を整えること。
- ・ 子どもたちがその成長段階に応じて、意思決定のプロセスに関与する権利を持ち、自らの成長に積極的に貢献できることを認め、支援すること。

子どもの権利の尊重

- ・ 「子どもの権利条約」が提唱する「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」「参加する権利」を尊重すること。

子どもの安全の確保

- ・ 子どもの権利を推進し、子どもたち対し、肉体的、性的、心理的被害、または苦しみを生じさせる恐れのあるハラスメント行為・虐待を行わず、安全で安心できる環境を整えること。

プライバシーの保護・管理

- ・ 各 YMCA の「YMCA プライバシーポリシー」に基づき、取り扱い、守秘義務を果たすこと。

誓約書の取り交わし

- ・ これらのチャイルドプロテクションポリシーに基づき、誓約書を取り交わすこと。ただし、未成年の場合は、保護者署名も併せて記載すること。
- ・ 指導者（グループリーダー）の選任
最終的に指導者として子どものかわりの選任および委嘱は、各 YMCA のキャンプディレクターもしくはキャンプ管理・責任者によって判断されること。

II．ソーシャル・インクルージョン

ポジティブネットの実現のために、私たち一人ひとは、YMCA の一員として互いの存在を認め合い、高め合うことのできる希望あるより豊かな社会を創る。そのためにも『Camp For All』として、すべての人が個性を尊重され、公平・平等に配慮を行い、参加機会を配慮すること。宗教、民族、ジェンダー、LGBT、言語、障がい、貧困、アレルギーの有無などマイノリティとされる対象が排除されることがなく、ダイバーシティ（多様性）を受け入れ、合理的配慮を提供していくこと。

ソーシャル・インクルージョンは、参加者（メンバー）だけに配慮したものではなく、グループリーダーにおいても同様に配慮すべき事項であり、対応・配慮の方法は各 YMCA において検討し判断をする。

1．宗教

キャンプ参加において、宗教上の理由によって参加拒否することはない。対象として開かれた活動であり、活動プログラムによっては、祈りの機会など宗教上のセレモニーも配慮していくことが求められる。

2．民族・言語

グローバル化の進む現代において、さまざまな人と交流する機会が増加している。「日本人と異なる」という大きな区別ではなく「自分とは異なる」ということについて認識、理解をし、「雰囲気」「話し方」「食べ方」「言語」などさまざまな互いの違いを理解し、受け入れ、尊重していく。

3．ジェンダー

社会的・文化的な性別（男性・女性）であるジェンダーにおいて、ジェンダーギャップが日本において大きな問題とされている。服装や趣味などはもちろん、

言葉遣い、ふるまいなど含め、男性らしさ、女性らしさと性にとらわれて判断することのないよう配慮が求められる。これは、メンバー（参加者）に限ったことではなく、キャンプスタッフやリーダーにおいても同様である。役割など働き方において性別で判断されることのないようにしなければならない。

4．LGBT

セクシャル・マイノリティ（性的少数者）の問題として、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）で代表される性の多様性についても認識し配慮が求められる。人間の性は、①生物学的性（からだの性）②性自認（こころの性）③性的思考の3つ 要素が組み合わさって決定される。性的思考についてのマイノリティであるレズビアン、ゲイ、バイセクシャルは30人に1人の割合とされ、性自認についてのマイノリティであるトランスジェンダーは300人に1人とされている。ただし、マジョリティ（多数者）も服装、趣味がさまざまであるように（ジェンダー）性の多様性は「レインボー」と称される。

キャンプにおける配慮として、メンバーやリーダーの参加について、トイレや更衣、入浴の使用方法や配慮はもちろんのこと、グルーピングについても配慮されるべき課題とされる。

注：ただし、医療機関などで診断されるものではなく、明確な線引きはない。そのため、自己申告のみによって判断されることにより、今後ガイドラインなど明確な判断材料は検討していく必要がある

5．貧困

日本における相対的貧困の割合は高まりつつあり、特に子どもにおいては6人に1人が相対的貧困とされる。子育ての家族依存が強く、貧困の連鎖が生まれやすい社会において、教育からの排除と教育達成の不利とならないことが求められるYMCAにおいて教育の場として開かれたキャンプ参加となるよう参加費援助や助成金の確保などシステム構築に努める。

6．アレルギー

アレルギー疾患には、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎（花粉症を含む）、アレルギー性結膜炎、気管支喘息（ぜんそく）、薬剤・昆虫アレルギーなど症状・経過とも多様な疾患が含まれ、現代の3人に1人が罹患して

いるといわれる（リウマチ・アレルギー対策委員会報告書 2005 年）。キャンプ参加にあたって、投薬の有無、アレルギーとなる食品・物質の除去（代替食の用意）が求められる。ただし、命に関わる重篤な場合もあるため、受け入れに際して、保護者をはじめ、関係各位と事前に緊急時などの対応方法も含め、十分に確認をすること。

7. 障がい

障がい者とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあるものであって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。そして、障がいを理由として差別の禁止の法律である「障害者差別解消法」が制定され、一人ひとりの障がい者に対して必要な配慮をおこなう「合理的配慮提供」が義務化された。障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指し（ノーマライゼーション）、キャンプ機会を提供していく。提供方法は、必要な配慮を提供し、通常のキャンプに受け入れる方法や、障がい児を対象としたキャンプ、さらに障がい児とそうでない参加者が共生していくキャンプと様々な提供方法を考慮していく。

注：合理的配慮の提供は障がいのあるメンバーだけを対象とするのではなく、不登校、LGBT、何らかの理由により学校不適應のメンバー、貧困により選択肢の制限されたメンバー、日本語が不得意な帰国子女、アレルギーにより活動に制限のあるメンバー等、特別な教育的ニーズを有するメンバーにも提供すべきである。

8. 行動規範（同意書）

YMCA キャンプにおいてメンバーに携わるスタッフ・リーダーをはじめとし、すべての者はチャイルドプロテクションポリシーを遂行するにあたり、行動規範（同意書）をシーズンごとに必ず確認し、誓約すること。提出された行動規範（同意書）は各 YMCA にて保管をすること。なお、未成年に関しては、保護者の承諾を得、署名されたものを提出すること。

第5章 キャンプの安全

I. YMCA キャンプ事業における安全の考え方

日本 YMCA 基本原則は、「私たち日本の YMCA は、イエス・キリストにおいて示された愛と奉仕の生き方に学びつつ、世界のつながりのなかで、次の使命を担います。私たちは、すべての人びとが生涯をとおして全人的に成長することを願い、すべてのいのちをかがえのないものとして守ります。」とある。これは、全き心理、神の愛、人間が人間として互いに認め合い、大切にしようの心を持ち、神から与えられ、委ねられた生命をお互いに大切にし、守り合い、発展させていかなければならないという考え方ではないだろうか。

いかなることよりも安全を優先し、事故を未然に防ぐことによって、キャンプの安全を考えることが多いが、YMCA のキャンプ事業ではそれだけでなく、参加する一人ひとりの生命の尊さを理解し(Spirit)、互いの存在や個性を認め合い(Social)、人格(心と身体; Mind & Body)や健康(Wellness)を守るということを、キャンプの安全を考える根底に置く。それによって、参加する一人ひとりが、自然の中で輝きながら生きる(生活する、活動する)ことに価値が生じてくる。そして、これらは、キャンプディレクターによるものだけでなく、YMCA の組織として、スタッフ、リーダー、参加者と共に守られなければならない。

- ・ 組織として十分な安全対策が講じられている。
- ・ 組織として十分な安全教育を実施している。
- ・ 組織として十分な危機管理対策が講じられている。

II. キャンプの特性の理解

キャンプは日常から離れた不便な自然環境の中で行われ、初めて会う参加者やリーダー、スタッフと一緒に共同で生活し、慣れない道具を使ったり、簡易な施設を利用したり宿泊したりする。そこでは、それまでに体験したことのない多くのことにチャレンジする機会がある。こうした非日常の環境での活動では、怪我や事故が起きやすいということを理解しなければならない。

また、キャンプの安全は指導者によってすべてが守られるものではなく、参加者自身が安全について考え、自分の身は自分で身を守れるようにすることが重要である。自然の中での活動では、そうしたことを考える機会が多くあり、それを安全教育という視点で取り上げる。

Ⅲ．キャンプにおける危険の捉え方

危険の要因となるものをあらかじめ見つけ除去し、怪我や事故が起こる確率を可能な限り低く抑えることが重要であるが、必要以上になると、思いっきり活動できなくなった、達成感が得られにくくなる。危険については、様々な捉え方があるが、「リスク」と「ハザード」に分けて整理しておくといよい。

リスク（RISK）：やってみたいと思って挑戦するときに起こる危険のこと
木登り→落ちる 火を焚く→火傷する 刃物を使う→切り傷を負う など

このような挑戦を重ねていく中では、小さな怪我をすることがあるかもしれない。しかし、何が危なくて、どう気をつけたらいいのかは経験から学ぶことができ、やがては自分自身で身を守る力を持てるようになる。

ハザード（HAZARD）：目に見えない（見えにくい）危険のこと
道具の故障や劣化 自然環境や生き物 子供の動線 人間関係 など

命の危険、大きな事故につながるものは確実に取り除かなければならない。事前に予測し、対策を立て、かかわる大人がその情報を共有していることが重要である。しかし、自然の中では、地形や生き物たちに「気をつける」ことでしか防ぐことができないものもある。

引用文献

第1章

- Donoghueterry. (1952). AN EVENT ON MERCER STREET -A Brief History of the YMCA of the City of New York-. New York: Young Men's Christian Associations.
- Diane Galusha. (2001). Build Strong The History of Camp Wawayanda/Frost Valley YMCA. New York: THE FROST VALLEY YMCA PRESS.
- Morsec Richard. (1913). HISTORY OF THE NORTH AMERICAN YOUNG MEN'S CHRISTIAN ASSOCIATIONS. New York: Association Press.
- YMCA史学会編集委員会. (2003). 新編日本YMCA史. 日本キリスト教青年会同盟.
- 永井三郎. (1982). グループ・ワークの起こりとその展開. 日本YMCA研究所.
- 酒井哲雄. (2002). 戦後の日本YMCAキャンプの流れとその系譜 -1945年以降より-. 日喜屋武工房.
- 森井利夫他. (1996). 野外教育の理論と実際. 学文社.
- 世戸俊男、尾上尚司、酒井哲雄. (2000). 北米YMCAの支援が日本YMCAキャンププログラム運営に影響を及ぼした形成過程. 第5回国際キャンプ会議抄録集.
- 星野達雄. (1980). その生涯は水晶の如く. 東京キリスト教青年会.
- 斉藤 実. (1980). 東京キリスト教青年会百年史. 財団法人東京キリスト教青年会.
- 奈良常五郎. (1959). 日本YMCA史. 日本YMCA同盟出版部.
- 日本YMCA研究所. (1978.3). 野外活動特集-新しい視点を求めて-. 日本YMCA研究所 紀要 Vol.II, No.3, 17-32. YMCAキャンプの変遷と課題 斉藤 実
- 日本YMCA史学会. (2013). 日本YMCA人物事典. 日本YMCA同盟出版.
- 日本YMCA同盟結成100周年記念「21世紀YMCAプログラム開発推進委員会」. (2004). YMCAプログラム開発デザイン. 財団法人日本YMCA同盟.
- 木本茂三郎. (1983). YMCA史ノート. 日本YMCA同盟出版.
- 鈴木栄吉. (1924). 全人教育の意義及び其實際.

第3章

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> 外務省. 子どもの権利に関する条約.
- https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html Unicef. 子どもの権利条約.
- 日能研教務部. (2017). SDGs (国連 世界の未来を変えるための17の目標) 2030年までのゴール. みくに出版.
- 白田範史. (2018). SDGsの基礎. 学校法人先端教育機構. 事業構想大学院大学出版.

小口尚子、福岡鮎美.(1995). 子どもによる子どものための「子どもの権利条約」. 小学館.

西村修一、久保信行.(2018). 知っておきたい！教師のための合理的配慮の基礎知識 . 明治図書出版.

徳永桂子.(2016). LGBTなんでも聞いてみよう 中・高生が知りたいホントのところ.

遠藤まめた.(2016). 先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら.

松本伊智朗、湯澤直美、平湯真人、山野良一、中嶋哲彦.(2016). 子どもの貧困ハンドブック.

横浜YMCA行動規範.横浜YMCA.

第4章

YMCA BRAND BOOK. 日本YMCA同盟.

日本YMCAキャンプディレクターマニュアル.

キャンプカンファレンスのためのガイドライン.(1994).武田 建「キャンプと私」.

ボランティア開発マニュアル ～7Rsの視点から～(2000).日本YMCA同盟.

第5章

日本YMCA基本原則.

大阪YMAC野外活動ハンドブック.

YMCA BRAND BOOK.(2017). 日本YMCA同盟.

日本YMCA野外活動推進会議編.(1985). 日本YMCAキャンプディレクターマニュアル.

日本キャンプ協会.(2009). リスクマネジメントの手引き 安全なキャンプのために Part10.

参考資料

資料 1. 行動規範と制約

□ □ 1-A
2018 □ 1 □ 10 □ □ □



横浜 YMCA 行動規範

「横浜 YMCA 行動規範」は、「横浜 YMCA～私たちの使命～」を実現するために、YMCA の事業運営に関わる私たち一人ひとりが日々理解し、実践すべき行動のあり方を示すものです。私たちは「思いやり」「誠実さ」「尊敬心」「責任感」をもって自ら行動します。

行動規範

1. 私たちは、一人ひとりの違いを認め、公平に接し、差別しません。
2. 私たちは、他者に対し肉体的、性的、心理的被害、または苦しみを生じさせる恐れのあるハラスメント行為・虐待を行いません。
3. 私たちは、法令遵守を徹底します。
4. 私たちは、横浜 YMCA の一員であることを常に自覚し、公私ともに責任ある行動をとります。
5. 私たちは、全ての事業活動において安全の確保を最優先します。
6. 私たちは、YMCA で知り得た情報について、「横浜 YMCA プライバシーポリシー」にもとづき取り扱い、守秘義務を果たします。

チェック

☐
☐
☐
☐
☐
☐

行動規範細則：（健康教育事業）

- 清潔できちんとした適切な服装をすること。またプログラム活動中はもちろん、YMCA 施設や活動場所周辺においては喫煙をしないこと。また、活動に参加する際に影響があるような飲酒をしないこと。
- 尊敬心と配慮をもって子どもに対応し、子どもたちの名前を呼び捨てにせず、すべての子どもを性差、人種、宗教、文化、家族の経済レベル、障がいの有無にかかわらず、平等に接すること。
- プログラム活動中、または前後の時間帯を含めて、いついかなる場合においても、誰も見えない場所で1人の子どもと2人きりでならないこと。監督者がいる場合は監督者から見える場所に身を置き、単独行動は行わないこと。他者に過剰に親密な愛情を示すことは控えること。
- 子ども、保護者、ボランティア、あるいは他のスタッフのいるところでの、冒険的なことば、不適切なジョーク、人のプライバシーの暴露、その他あらゆる形でのハラスメントをしないこと。
- いかなる理由があっても、子どもに対して虐待行為となるようなことをしないこと。
たとえば、

身体的虐待	平手で叩く、拳骨でぶつ、物で殴る、揺する、蹴とばすなど
言葉による虐待	侮辱する、馬鹿にする、脅す、必要な場面以外で大声を出すなど
性的虐待	不適切なやりかたで触ったり、不適切なことを言う
精神的虐待	恥をかかせる、故意に冷たくする、冷酷な態度をとる、など
- プログラム活動によって知り得たメンバーの個人情報や YMCA の内部情報を対外的に口外したり、SNS（フェイスブックなど）へ掲載をしないこと。

チェック

☐
☐
☐
☐
☐
☐

誓約

私は以上の内容を理解し、YMCA の活動に参加します。

【署名】

年 月 日 氏名

（本人が未成年の場合） 保護者署名

日本YMCAキャンパスタンド

2019年9月改訂版

ディレクターノート

日本YMCAキャンパスタンド改訂タスク委員

Ver.202101